

## 紀伊長島鳥獣保護区カワウ保護管理対策連絡協議会 規約

### (名称)

第1条 本会は、「紀伊長島鳥獣保護区カワウ保護管理対策連絡協議会」と称する。

### (目的)

第2条 本会は、紀伊長島鳥獣保護区内の赤野島において、鳥獣の生息環境の保全を図るため、カワウによる植生攪乱の軽減及び適切なカワウの保護管理を目的とする。

### (構成員)

第3条 本会は、別表に掲げる学識経験者、関係行政機関及び本会の趣旨に賛同する関係団体等で構成する。

2 前項の他に、本会の趣旨に賛同する関係団体等を構成員として加えることができる。

### (活動)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- ①「紀伊長島鳥獣保護区カワウ保護管理計画」(以下「管理計画」という。)の策定及び見直しに関すること
- ②管理計画に基づく活動及びその評価に関すること
- ③その他、第2条の目的を達成するために必要な事項に関すること

### (役員)

第5条 本会に会長を置くこととし、別表に掲げる構成員の中から会議において選任する。

### (役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表して会務を総括することとし、会議において議長を務める。

2 会長に事故あるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代行する。

(役員任期)

第7条 役員任期は、次回会議の開催までとする。ただし、役員再任は妨げないものとする。

(会議開催)

第8条 会議は、原則として毎年1回開催する。

(会議決議事項)

第9条 会議は次のことを決議する。

- ① 本会の活動に関する事項
- ② 本規約の制定及び変更に関する事項
- ③ 役員選任及び改選に関する事項
- ④ その他、必要な事項

(会議定足数)

第10条 会議は、構成員の半数以上の出席をもって成立する。

(会議議決)

第11条 会議の議決は、出席者の過半数をもって可決する。

(事務局)

第12条 本会の事務局は、環境省中部地方環境事務所野生生物課に置く。

附則 この規約は平成25年2月25日から有効とする。

## 別表

(学識経験者)

氏名	所属・役職
須川 恒	龍谷大学 非常勤講師

(関係行政機関)

行政機関名	所属・役職
三重県	農林水産部獣害対策課長
	農林水産部水産資源課長
	教育委員会事務局 社会教育・文化財保護課長
紀北町	農林水産課長
	教育委員会生涯学習課長
環境省 中部地方環境事務所	統括自然保護企画官
	野生生物課長

(関係団体等)

団体名等
海野漁業協同組合 代表理事組合長
市川 雄二 (日本野鳥の会 三重)